

認定救急検査技師制度規則

第一章 総則

- 第一条 認定救急検査技師制度は、統一した基準の下に救急臨床検査に関わる技術者の認定を行い、地域や時間を問わず実施される救急診療において、臨床現場に即した迅速な検査結果を提供し、かつ安全性を担保する知識・技術を普及させることによって、国民の保健衛生の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。
- 第二条 本制度は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下、日臨技と略）認定センター運営規程に基づいて実施する。

第二章 制度の運営と維持

- 第三条 本制度を適切に運営するため、認定救急検査技師制度審議会（以下、審議会と略）を設置する。
- 第四条 審議会には、日臨技、日本救急検査技師認定機構（以下、認定機構と略）および一般社団法人日本臨床救急医学会（以下、臨床救急医学会と略）から委員を選出する。
1. 3団体から計12名以内とする。
 2. 委員の任期は2年とし再任を妨げない。
 3. 補欠または増員により選任された委員の任期は、前項の規定に関わらず前任者のまたは他の現任者の在任期間とする。
 4. 委員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。
 5. 本制度の事務処理を行うため事務局を置くことが出来る。
- 第五条 審議会は、公平かつ円滑な認定試験の実施、資格更新制度の維持および広報活動のため、次のワーキンググループを設置し委員を任命する。
1. 試験ワーキンググループ
 2. 資格更新・研修会ワーキンググループ
 3. 広報ワーキンググループ
 4. 委員の任期は2年とし再任を妨げない。
 5. 補欠または増員により任命された委員の任期は、前項の規定に関わらず前任者のまたは他の現任者の在任期間とする。
 6. 委員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

第三章 試験

- 第六条 認定試験は、第一条に規定する救急臨床検査に必要な知識および技能について行う。
- 第七条 「試験ワーキンググループ」は、認定試験の実施に関して（受験資格の審査を含む）必要な業務を行う。
- 第八条 受験申請者は、次の各項の条件をすべて満たす者に限る。
1. 臨床検査技師の国家資格を有する日臨技会員であること。
 2. 5年以上の臨床経験を有すること。

3. 臨床救急医学会の会員であること。
4. 受験申請前月までに「日臨技生涯教育研修制度」修了者であること。
5. 日臨技認定センター主催の「認定救急検査技師制度指定講習会」を申請時から遡って5年以内に受講し、修了証書または受講証明書を授与されていること。
6. 救急診療業務(救急標榜施設または日当直検査体制のある施設)に通算3年以上携わっていること。
7. 申請時から遡って5年以内に、別表に定める学術・研修単位を30単位以上取得していること。

第九条 認定試験結果の審査は、「試験ワーキンググループ」が行い、審議会が承認する。

第十条 受験資格申請および認定試験に関して虚偽または不正があった場合には、その受験を停止させ、またはその受験を無効にすることができる。なお、その者について期間を定めて受験を認めないことができる。

第四章 認定更新

第十一条 認定救急検査技師認定の有効期間は5年間とし、認定救急検査技師の水準を保持するため、認定更新を行う。

第十二条 5年ごとの認定更新は、有効期間の最終年に行う。認定更新を希望する者は更新申請料を添えて、認定期間内最終年の8月1日～10月末日までに更新申請書類一式と共に日臨技に提出する。更新期限が切れた資格の追認は行わない。

第十三条 5年間に取得すべき更新申請資格審査基準は次のとおりとする。

1. 日臨技および臨床救急医学会の会員を継続していること。
2. 認定有効期間内に日臨技認定センター主催の「認定救急検査技師制度指定講習会」を受講し、修了証書または受講証明書を授与されていること。
3. 認定有効期間内に日臨技生涯教育研修制度の修了証書を取得していること。
4. 認定有効期間内に別表に定める学術・研修単位を30単位以上取得していること。

第十四条 更新申請の審査は、「資格更新・研修会ワーキンググループ」が行い、審議会が承認する。

第十五条 延免申請および審査

不慮の事故や療養、出産及び長期間の海外出張、転勤や配置転換などの理由により、更新の手続きならびに更新の条件が遂行できない場合、申請時に更新延免申請書と所属長ならびに職場長の証明書を提出しなければならない。審査は「資格更新・研修会ワーキンググループ」が行い、審議会が承認する。

第五章 研修会

第十六条 「資格更新・研修会ワーキンググループ」は指定講習会、研修会を企画運営する。

第六章 広報

第十七条 「広報ワーキンググループ」は認定救急検査技師制度（試験、資格更新および研修会等を含む）に関する広報活動を行う。

第七章 認定救急検査技師の資格喪失

第十八条 次の1から3の場合は認定資格の更新は行わず、また、4の場合は審議会が決定し、日臨技認定協議会の決議をもって認定資格を取り消すことができる。

1. 認定救急検査技師を辞退したとき。
2. 認定救急検査技師の更新申請を行わなかったとき。
3. 認定救急検査技師の更新が認められなかったとき。
4. 認定救急検査技師としての適格性を欠くと審議会が認めたとき。但し、審議会決定に対する本人の申し立て機会を設けることとする。

第八章 規則の改廃

第十九条 この規則の改廃は審議会の議決を経て、認定機構および臨床救急医学会の承認を受けなければならない。

第九章 補則

第二十条 この規則は平成28（2016）年4月1日から施行する。

第二十一条 この規則は令和6（2024）年4月1日から一部改正し施行する。

別表:資格申請および更新審査の学術・研修基準単位

1. 認定救急検査技師制度指定講習会(各5単位、15単位を上限とする)

申請時から遡って5年以内に少なくとも1回の受講を必須とする。

2. 必須加入団体・学会(各3単位の合計6単位)

1) 対象

申請時まで日に臨技、臨床救急医学会への入会を必須とする。

2) 証明

(1)日臨技:不要

(2)臨床救急医学会:申請年度の会費振込控えの写しを添付する(紛失した場合は臨床救急医学会事務局に在籍証明書の再発行を依頼する)。

3. 関連学会および研究会会員歴(各2単位、10単位を上限とする)

1) 対象

生物試料分析科学会、体液・代謝管理研究会、日本救急医学会、日本検査血液学会、日本血栓止血学会、日本細菌学会、日本災害医学会、日本集中治療医学会、日本不整脈心電学会、日本中毒学会、日本超音波医学会、日本糖尿病学会、日本臨床化学会、日本血液学会、日本臨床検査医学会、日本医療検査科学会、日本臨床細胞学会、日本臨床微生物学会、日本感染症学会、日本輸血・細胞治療学会、日本医療情報学会、日本超音波検査学会、日本心エコー図学会、日本消化器内視鏡技師会、日本臨床一般検査学会など、医療関連学会・研究会に限る。

2) 証明

以下に示すような受験(更新)申請年度において会員であることを証明できる書類の写しを添付する。

(1)学会 HP の会員情報(学会名・会員名・会費納入情報)記載ページ

(2)申請年度の会費払込受領証または振替受付票

(3)学会発行の在籍証明(会員証は不可)

4. 認定資格(10単位を上限とする)

1) 対象

(1) 5単位:緊急臨床検査士、一級臨床検査士

(2) 3単位:細胞検査士、心臓リハビリテーション指導士、超音波検査士、糖尿病療養指導士、二級臨床検査士、認定クリニカル・トキシコロジスト、認定血液検査技師、日臨技認定センター資格(認定一般検査技師、認定心電検査技師、認定臨床染色体遺伝子検査師、認定病理検査技師、認定臨床化学・免疫化学精度保証管理検査技師、医療技術部門管理資格、医療管理者資格、認定認知症領域検査技師)、認定臨床微生物検査技師、認定輸血検査技師、分析機器試薬アナリスト、認定 POC コーディネーター、消化器内視鏡技師など医療関連の資格に限る。

※ 超音波検査士と二級臨床検査士は複数領域の認定であっても3単位とする。

2) 証明

当該団体が発行した資格認定証(認定期間がシール貼付の場合は最新のシールが貼付されたもの)の写しを添付する。

5. 論文・著書(20 単位を上限とする)

1) 要件:以下の(1)～(5)を満たしていること。

- (1)ISSN(国際標準逐次刊行物番号)[書籍は ISBN(国際標準図書標準番号)]に登録されていること。
- (2)投稿規程があること。
- (3)編集委員会があること。
- (4)定期的に発行されていること。
- (5)学術誌に掲載されたものに限る。

2)対象

- (1) 10 単位：原著・症例報告の筆頭著者
- (2) 5 単位：① 原著・症例報告の共同著者 ② 原著・症例報告以外の論文・技術解説・総説の筆頭著者
③ 著書の筆頭著者
- (3) 3 単位：① 原著・症例報告以外の論文・技術解説・総説の共同著者 ② 著書の共同著者

3)証明

- (1)論文:題名、著者名(全員)、要旨、雑誌名、巻、号、発行年、始頁～終頁および ISSN が記載されているページの写しを添付する。
- (2)著書:題名、著者名、書籍名、発行年、始頁～終頁、発行所名、発行地、および ISBN が記載されているページの写しを添付する。

6. 学会発表(12 単位を上限とする)

1)対象

- (1) 日本医学検査学会、日本臨床救急医学会総会・学術集会
 - ① 6単位:筆頭
 - ② 3単位:共同
- (2) 支部医学検査学会、都道府県医学検査学会および別表3に挙げた関連学会ならびに研究会の総会と地方会・支部学会
 - ① 4単位:筆頭
 - ② 2単位:共同

2)証明

学会・研究会名、開催年月日、演題名、発表者名が記載されているページの写しを添付する。

7. 学会参加(10 単位を上限とする)

1)対象

- ① 4単位:日本医学検査学会、日本臨床救急医学会総会・学術集会
- ② 2単位:支部医学検査学会、都道府県医学検査学会および別表3に挙げた関連学会ならびに研究会の総会と地方会・支部学会

2)証明

学会参加証の写しを添付する。

8. 教育活動(各 5単位、5単位を上限とする)

1)対象

- (1)学校教育:大学・短大・専門学校など。
- (2)認定救急検査技師制度指定講習会講師
- (3)その他救急検査に関する講演が含まれる研修会・講習会講師

2)証明

- (1)学校教育:学校名、職名、担当科目名、期間、申請者氏名が記載された書類の写しを添付する。
- (2)認定救急検査技師制度指定講習会:委嘱状または講習会名、申請者氏名、開催地、開催年が記載された書類の写しを添付する。
- (3) その他:委嘱状または講習会名、申請者氏名、開催地、開催年が記載された書類の写しを添付する。

※ 不明な点等については申請前に事務局にお問い合わせください。